

千葉県マスコットキャラクター「チーバくん」及び市原市マスコットキャラクター「オッサくん」着ぐるみ貸出要領

(目的)

第1条 この要領は、市原市が所有する千葉県のマスコットキャラクター「チーバくん」及び市原市マスコットキャラクター「オッサくん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を使用してPR等の活動をするため、貸し出しをする場合の取り扱いに関して、必要な事項を定める。

(対象行事)

第2条 貸し出しの対象行事は、次の各号のとおりとする。

- (1) 市原市（以下「市」という。）が開催する行事
- (2) 町会、NPO、社会福祉法人等の公共的団体（法人格がないものを含む。）が市原市内で開催する行事のうち、収益を上げることが主たる目的として開催するものでない行事
- (3) 民間企業等が市原市内で開催する行事のうち、社会貢献活動等公益的な目的で開催する行事
- (4) 上記以外で、市原市の魅力の発信に資する行事や他の自治体等との連携協力の下に開催する行事等、市長が公益的観点から適当と認める行事

(使用の申込み)

第3条 着ぐるみの借り受けを希望する者（以下「借受希望者」という。）は、あらかじめ、着ぐるみ借受申込書（別記第1号様式）に必要事項を記入の上、借受を希望する行事の概要が分かる資料を添えて市長に提出し、その承諾を得なければならない。ただし、前条第1号に規定される行事に使用されるときを除く。また、着ぐるみを撮影した写真を行事告知のポスターやリーフレット等に利用する際は、掲載する予定の資料を借受申込書と併せて提出する。

(使用の承諾)

第4条 市長は、前条の申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの使用を承諾する。

- (1) 千葉県及び市原市の信用又は品位を害するおそれのあるとき。
- (2) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき。

- (3) 法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。
 - (4) 特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を支援するものであるとき、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
 - (5) 当該マスコットキャラクターのイメージを損なうおそれのあるとき。
 - (6) その他、市長が着ぐるみの使用について不適當であると認めるとき。
- 2 市長は、着ぐるみの使用を承諾する場合、着ぐるみ使用承諾通知書（別記第2号様式）により、借受希望者に通知するものとする。
- 3 市長は、承諾に際し、条件を付することができる。
- 4 市長は、着ぐるみの使用を承諾しない場合、着ぐるみ使用不承諾通知書（別記第3号様式）により、借受希望者に通知するものとする。

（貸出方法）

第5条 着ぐるみを借り受けるもの（以下「借受者」という。）は、貸出担当課から直接着ぐるみを借り受け、直接返却することを原則とする。

- 2 やむを得ず前項の行為を他者に依頼する場合、その経費は借受者の負担とする。
- 3 着用者は借受者で対応するものとする。
- 4 着ぐるみの貸し出しは、1行事につきそれぞれ1体までとする。

（貸出受付期間）

第6条 第2条第1号に規定される行事に使用されるときを除き、借受申込は使用期日の2カ月前の月の1日から受け付けるものとする。

（貸出期間）

第7条 貸出期間は、原則として1週間以内とする。

（貸出料）

第8条 貸し出しは、無料とする。

（遵守事項）

第9条 借受者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承諾された用途のみに使用すること。
- (2) 貸出期間を遵守すること。
- (3) 着ぐるみ返却時には、着ぐるみを使用した際の状況が分かる写真等を提

出すること。

(4) 着ぐるみを第三者に転貸しないこと。

(5) 着ぐるみの使用について、別紙の注意事項を遵守して取り扱うこと。

(6) 第4条第3項に基づく条件が付された場合、これに従って使用すること。

(承認の取消し)

第10条 借受者が前条に定める事項を遵守しなかった場合は、市長は着ぐるみ使用承諾取消通知書（別記第4号様式）により借受者にその承諾を取り消すことを通知するとともに、以後、当該借受者の使用は承諾しないとする。この場合、借受者に損害が生じても、市はその責めを負わない。

(原状回復)

第11条 借受期間中に、着ぐるみを汚損又は滅失（盗難を含む。）した場合、借受者の責任と負担により、クリーニング若しくは補修による復元を行うなど、原状に復さなければならない。

(事故等)

第12条 着ぐるみの使用により生じた借受者の事故及び第三者への損害等に対し、市は一切その責めを負わない。

(補則)

第13条 この要領に定めるもののほか、着ぐるみの取り扱いに係る必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成29年6月15日から施行する。

この要領は、平成29年〇月〇日から施行する。

第1号様式（第3条第1項）

着ぐるみ借受申込書

年 月 日

市原市長 様

<申込者>

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

印

市原市が所有するマスコットキャラクターの着ぐるみを使用したいので、
下記のとおり申し込みます。

記

- 1 使用マスコットキャラクター
- 2 使用用途
- 3 使用場所
- 4 使用期日
- 5 借受期間
- 6 連絡先（担当者名、電話番号）

※借り受けを希望する行事の概要が分かる資料（企画書等）を添付すること。

第2号様式（第4条第2項）

着ぐるみ使用承諾通知書

市 シ 第 号
平成 年 月 日

様

市原市長 小 出 譲 治

平成 年 月 日付けで申込みのあった着ぐるみの使用については、下記のとおり承諾します。

記

- 1 使用マスコットキャラクター
- 2 使用用途
- 3 使用場所
- 4 使用期日 平成 年 月 日（ ）
- 5 貸出期間 平成 年 月 日（ ）～ 日（ ）

※別紙の遵守事項を守って使用すること。

着ぐるみを使用する際の遵守事項

(遵守事項)

- (1) 承諾された用途のみに使用すること。
- (2) 貸出期間を遵守すること。
- (3) 着ぐるみ返却時には、着ぐるみを使用した際の状況が分かる写真等を提出すること。また、着ぐるみを撮影した写真をポスターやリーフレット等に利用する際は、マスコットキャラクターの名称を必ず表示すること。
- (4) 着ぐるみを第三者に転貸しないこと。
- (5) 着ぐるみの使用について、下記の注意事項を遵守して取り扱うこと。
- (6) 貸出要領第4条第3項に基づく条件が付された場合、これに従って使用すること。

(注意事項)

- (1) 着用の際は、髪や素肌が直接着ぐるみに触れないように、タオル、長袖シャツ、長ズボン、手袋等を着用すること。
- (2) 会場の気温などを考慮して水分補給を行うなど、十分な体調管理をすること。
- (3) 当日の会場、天候及び着用者の体調などを考慮して適宜休憩を取り、交代するなどして無理のない着用をすること。
- (4) 雨天時は、原則として屋外での使用はしないこと。
- (5) マスコットキャラクターのイメージ統一のため、着用中は絶対に声を出さないこと。また、着脱する際は関係者以外の目に触れる場を避けるとともに、写真の撮影を控えること。
- (6) 着用すると視界が狭くなり、動きにくくなるため、安全対策として必ず介助者を付けること。
- (7) 使用後は、消臭・除菌スプレーなどを使用し、風通しの良い所で陰干しし、十分に乾燥させてから返却すること。
- (8) 型崩れしないよう、輸送や保管の際には取り扱いに十分注意すること。特に、チーバくんの体は柔らかいため、頭を下にして保管すること。

第3号様式（第4条第4項）

着ぐるみ使用不承諾通知書

市 第 号
年 月 日

様

市原市長 小 出 讓 治

平成 年 月 日付けで申込みのあった着ぐるみの使用については、下記のとおり不承諾とします。

記

- 1 使用マスコットキャラクター
- 2 使用用途
- 3 使用場所
- 4 使用期日
- 5 借用期間
- 6 不承諾の理由

第4号様式（第9条第1項）

着ぐるみ使用承諾取消通知書

市 第 号
年 月 日

様

市原市長 小 出 讓 治

平成 年 月 日付け市 第 号で承諾した着ぐるみの使用を下記の理由により取消します。

記

1 理由